

知って得 国民健康保険

国民健康保険税の税率が変わります (後期高齢者支援金分が創設されました)

国民健康保険税は、7月に本算定を行い、平成20年度の税額が決定します。

この年税額から第1期納期分(5月)と第2期納期分(6月)の仮算定分を差し引き、残りの納期(第3期から第10期納期分)に割り当てます。

これまで国保税の医療保険分から「老人保健拠出金」を負担していましたが、「後期高齢者医療制度」が創設されたことに伴い、「後期高齢者支援金分」を創設して医療保険分と分けることで、後期高齢者の医療費についての負担分が明確化されることになりました。

これにより平成20年度からは国保の保険税は、医療保険分、後期高齢者支援金分、介護納付金分(40歳以上65歳未満の人)を納めることになります。

平成19年度

平成20年度

国民健康保険税

医療保険分	税率	所得割	9.00%
		資産割	40.50%
		均等割（人数割）	28,000 円
		平等割（世帯数）	31,000 円
		最高限度額	56 万円

介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満)	税率	所得割	0.85%
		資産割	なし
		均等割（人数割）	7,500 円
		平等割（世帯数）	なし
		最高限度額	9 万円

医療保険分	税率	所得割	6.00%
		資産割	40.50%
		均等割（人数割）	22,000 円
		平等割（世帯数）	25,000 円
		最高限度額	47 万円

〔新 設〕 後期高齢者 支援金分	税率	所得割	2.00%
		資産割	なし
		均等割（人数割）	6,000 円
		平等割（世帯数）	6,000 円
		最高限度額	12 万円

介護納付金分 (40 歳以上 65 歳未満)	税率	所得割	1.85%
		資産割	なし
		均等割（人数割）	7,500 円
		平等割（世帯数）	なし
		最高限度額	9 万円

所得割・・・国保加入者の所得額に応じて計算されます。

資産割・・・国保加入者の固定資産税額に応じて計算されます。

均等割（人数割）・・・国保加入者の人数に応じて計算されます。

平等割（世帯数）・・・国保加入世帯に一律にかかります。

所得割・・・国保加入者の所得額に応じて計算されます。

資産割・・・国保加入者の固定資産税額に応じて計算されます。

均等割(人数割)・・・国保加入者の人数に応じて計算されます。

平等割(世帯数)・・・国保加入世帯に一律にかかります。

問い合わせ先 役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123 税務課住民税係 内線 355・141・142

国民年金

国民年金保険料免除申請について

第一号被保険者(自営業・無職など)で、所得が低い、失業した等の理由で納められない人のために、国民年金保険料の免除制度があります。

免除制度には、本人・配偶者・世帯主それぞれ前年の所得に応じて基準があり、基準以下であれば、全額免除のほか、保険料の4分の3、半額、4分の1を納付すると残りの保険料が免除となる一部納付(一部免除)があります。免除希望の方は、役場保険課窓口および熊本東社会保険事務所まで手続きをしてください。

なお、現在免除の承認を受けている方は、毎年7月以降に更新手続きが必要です。

免除申請および若年者納付猶予の継続申請

免除申請の全額免除および若年者納付猶予に該当した方で、翌年度以降も引き続き該当する場合は、申請時に継続希望を申し出ることによって、翌年度以降の申請(該当する間)の手続きは不要となります。

問い合わせ先 熊本東社会保険事務所 ☎ 367-8144
役場保険課国保年金係 ☎ 286-3111 内線 122・123